

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年5月26日に実施した教育委員会事務局生涯学習部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年7月1日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 教育委員会から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成17年6月20日

(2) 教育委員会が講じた措置の内容（全文）

ア 生涯学習課及び青少年課（青少年学習センター）の委託料に関する事務における自家用電気工作物保安管理業務に関する委託において、契約金額全額を前金払いしていたことにつきましては、次のとおり改めました。

青少年学習センターの17年度の同契約においては、保安管理業務分と清掃業務分について別契約とし、保安管理業務分は前金払いとして契約いたしました。

なお、生涯学習課の旧南文化センターに係る清掃業務につきましては、隔年実施のため、17年度は契約を締結しておりません。

また、契約書及び追加委託細目書等の記載漏れや適用条文誤り等につきましては、17年度の契約において各条項を精査し、記載漏れや適用条文誤りのないものとし、さらに、委託手数料の算定根拠が不明確な点については、相手方と調整し、適正な条文に改めました。

イ 博物館の委託料に関する事務における自家用電気工作物保安管理業務に関する委託において、清掃業務分の委託料を前金払いしていたこと並びに契約書及び追加委託細目書等の記載漏れや適用条文誤り等につきましては、17年度の同契約においては、保安管理業務分を前金払いとし、清掃業務分を業務完了検収後の完了払いといたしました。

また、契約書等の各条項を精査し、記載漏れや適用条文誤りのないものとし、さらに、委託手数料の算定根拠が不明確な点については、相手方と調整し、適正な条文に改めました。

ウ 図書館の委託料の支出に関する事務において、支払遅延や数か月分をまとめて支払うなど不適切な事例が多数見られたことにつきましては、委託業者からの業務完了の報告書を受領後、請求書が速やかに提出されない場合は、業者に請求書の提出に

ついて指導するとともに、請求書受理後、速やかに事務処理を行うための請求書専用受付箱の設置や、複数職員により「執行管理表」に基づく支払事務を行っております。

(参考)

生涯学習部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を教育委員会に提出した日

平成17年5月26日

2 監査の結果(抜粋)

(1) 生涯学習課及び青少年課(青少年学習センター)の委託料に関する事務を調査したところ、財団法人関東電気保安協会と自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約を締結し、契約金額全額を前金払いしている。しかし、契約金額の中には契約書添付の追加委託細目書で業務完了確認後に支払うと規定されている清掃業務分が含まれており、前金払いの対象外であるにもかかわらず前金払いしていた。

さらに、同契約の契約書及び追加委託細目書等に、記載漏れや適用条文誤り及び委託手数料の算定根拠が不明確なものなどが散見された。

以上のことは、極めて不適切な会計処理及び契約事務の執行である。今後は、同様の誤りを防止するため、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)及び相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)の規定に基づき、的確かつ適正な執行に努められたい。

(2) 図書館の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立図書館建物施設維持管理業務委託契約などにおいて支払遅延や数か月分をまとめて支払うなど不適切な事例が多数見られた。早急に契約事務の執行体制を確立し、適正な事務処理が行われるよう努められたい。

(3) 博物館の各事業の委託料に関する事務を調査したところ、財団法人関東電気保安協会と自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約を締結し、契約金額が前納割引の対象であるとして相模原市会計規則第67条を適用し、契約金額全額を前金払いし

ている。

しかし、契約金額の中には前納割引の対象外である清掃業務分の委託料が含まれており、前金払いの対象外であるにもかかわらず前金払いしていた。

さらに、同契約の契約書及び追加委託細目書等に、記載漏れや適用条文誤り及び委託手数料の算定根拠が不明確なものなどが散見された。

以上のことは、極めて不適切な会計処理及び契約事務の執行である。今後は、同様の誤りを防止するため、同規則及び相模原市契約規則の規定に基づき、的確かつ適正な執行に努められたい。